

2019年3月19日
日本電気硝子株式会社

「びわ湖フローティングスクール事業」 ネーミングライツパートナー契約を滋賀県と締結

当社は、このたび、滋賀県と「びわ湖フローティングスクール事業」のネーミングライツパートナー契約を締結しました。

滋賀県は、県有財産の有効活用による自主財源の確保、利用者サービスの維持向上及び安定した運営基盤の確立を図るため、県有施設等の命名権を取得するネーミングライツパートナーを募集しています。当社は、この内「びわ湖フローティングスクール事業」に関するネーミングライツを取得し、事業に協賛することとなりました。

当社は、「環境」、「多様性」、「地域」をCSRの最重点課題と位置付け、とりわけ「地域」については地元人材の育成支援を中心に活動を展開しています。「びわ湖フローティングスクール事業」が地元滋賀県の子供たちに対する環境学習を通じた人材育成事業であることから、当社は2009年に当該事業で使用される環境学習船「うみのこ」の新船建造費用の一部として1億円を寄付いたしました。今般のネーミングライツパートナー契約につきましても、当社のCSRの考え方に即したものととしてその活動趣旨に賛同し、実施するものです。

ネーミングライツパートナー契約の概要

- ① 契約期間： 2019年4月1日～2023年3月31日
- ② 契約当事者： 滋賀県及び日本電気硝子株式会社
- ③ 費用： 総額800万円（年間200万円、4年間継続）
- ④ 命名対象： 当該事業における体験学習活動、並びに「うみのこ」船内多目的室及び学習室兼食堂
(これらの愛称については、現時点で未定です。)

以上

●本リリースの配布先：滋賀県政記者クラブ

《リリース内容に関するお問い合わせ》

日本電気硝子株式会社
〒520-8639 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
総務部広報担当 電話：077-537-1702（ダイヤルイン）